

## 令和5年度 いじめ対策総点検（報告）

今年度の県教育委員会による「いじめ対策総点検」が以下のとおり実施されましたので、お知らせします。

○日 時 令和5年9月5日（火） 14:00～16:00

○点検者 生徒指導課指導主事（2名）

○参加者 校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、各学年主任

○内 容

①現状の聴き取り、協議

- ・いじめ対策総点検「自校体制チェックシート」の確認
- ・学校の組織力の強化
- ・教職員の意識改革と指導力・対応力の向上
- ・相談しやすい体制
- ・保護者との連携
- ・いじめの未然防止

②グループワーク（シミュレーション）

○指導事項

- ・普段から情報共有を図り、未然防止につなげる。
- ・会議録を確実に供覧するなど、スクールカウンセラーとの連携をさらに進める。
- ・生徒との面談について、さらに工夫する。

令和5年度 第1回いじめ対策総点検 評価表  
(チェックシートによる点検の評価)

学番： 30

学校名： 中条高等学校

点検期間： 令和5年7月26日(水)～令和5年10月6日(金)

視点	点検項目	評価基準	評価
1・学校の組織力の強化	1-(1) 校長のマネジメントによるいじめ対策組織の有効機能	A 校長が次の全てを行っている 1 報告を受け、その日のうちに第1次判断をしている 2 いじめ対策組織会議の開催の判断、招集指示をしている 3 被害生徒からの聴き取り内容等から重大事態にあたるか否かを判断をしている 4 保護者対応に関する判断や指示をしている 5 必要に応じて、警察との連携やSC、SSWの活用について判断している	A
		C 上記1～5の一部を行っている	
	1-(2) いじめ事案に関する情報共有	A 被害を訴えた生徒からの聴き取り直後の職員朝会等で全職員に情報共有している	A
		C 以下のどれかにあてはまる 全職員に月例の職員会議で情報共有している 全職員には情報共有していない	
	1-(3) いじめ事案に関する保護者への連絡	A 特別な事情(児童虐待など)を除き、被害・加害生徒両方の保護者に生徒から聴き取った内容と支援・指導の方針を説明している	A
		C 以下のどれかにあてはまる 被害生徒保護者には生徒から聴き取った内容と支援の方針を説明している 特に方針は決めていない	
	1-(4) いじめ対策組織の会議記録の保存	A 次のすべてを保存している 1 会議記録(マニュアルを使用)又は 2 (マニュアル以外を使用) 3 いじめ認知報告書(様式1) 4 いじめ認知報告書(様式2) 5 対応記録(聴き取りの記録、関連するメモ等)	A
		C 上記の1又は2、3、4、5の内、欠けるものがある	
	1-(5) スクールカウンセラーとの情報共有	A スクールカウンセラーに全ての会議の内容について情報共有している	A
		B スクールカウンセラーに必要に応じて情報共有している	
		C スクールカウンセラーに情報共有はしていない	
	1-(6) いじめ事案に関する警察との連携について	A 以下のどれかにあてはまる 「学校いじめ防止基本方針」には、いじめ事案に関する警察との連携について令和5年2月10日生教指第317号の通知前から記載されている 令和5年2月10日生教指第317号の通知を受けて記載した	A
C 「学校いじめ防止基本方針」には、いじめ事案に関する警察との連携について現在、記載されていない			
2・教職員の意識改革と指導力・対応力の向上	2-(1) 2-(2) いじめ対応等に関する校内研修	A 校内研修の実施が年3回以上	A
		B 校内研修の実施が年1～2回行う	
		C 実施しない	
	2-(3) いじめの認知の状況	A 認知すべきものをすべていじめと認知している	A
		C いじめと認知すべきものを認知しなかった案件がある	
	2-(4) 教職員のいじめ防止対策推進法の理解	A いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が9割以上である	B
B いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が8割以上9割未満である			
C いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が8割未満である			

視点	点検項目		評価基準	評価
3・相談しやすい体制	3-(1)	いじめに関するアンケートの回答方法の工夫	A 「無記名式」や「持ち帰って記入させる」など、児童生徒が記入しやすくしている	A
			C 1「記名式で学校で実施」のみを行っている	
	3-(1) b	相談窓口周知の工夫	A 以下のどれかにあてはまる 学習用タブレットのホーム画面上への「いじめSOSポスト」のブックマークアイコン作成についてリーフレットを配付し、アイコン作成について自校で工夫し説明を行った 学習用タブレットのホーム画面上への「いじめSOSポスト」のブックマークアイコン作成についてリーフレットを配付した	A
			C 学習用タブレットのホーム画面上への「いじめSOSポスト」のブックマークアイコン作成について今後、説明する予定	
	3-(2) a b	定期的な教育相談が行われ、児童生徒の悩みを把握する機会を設けている	A 年3回以上行っている	A
			B 年2回行っている	
			C 年1回行っている又は、実施していない	
	3-(2) c		A 以下のどれかにあてはまる 上記の面談を学年部以外とも、面談できるようにしている 学年部の複数の教職員と面談できるようにしている	B
B 学級担任・副担任と面談できるようにしている				
4・保護者との連携	4-(1)	校内いじめ対策についての保護者への周知	A 次のすべてを行っている 1 ホームページに掲載している 2 印刷して保護者に配付している 3 P T A総会・学年保護者会等を通じ、直接説明している	B
			B 上記Aの1、2、3のうち、1つ又は2つを行っている	
			C 4 特別な周知はしていない	
	4-(2)	いじめ認知時の保護者への情報提供	A 1～4をすべて行い、さらに5又は6を行っている 1 生徒から聴き取った事実の報告 2 学校の対応方針についての報告 3 保護者の要望を聴く 4 生徒の見守りの依頼 5 心配をかけたことへのお詫び 6 日頃の協力への謝辞	A
			B 上記Aの1～4を行っている	
			C 上記Aの1～4のうち、1つ以上行われていないものがある	
5・自殺予防(その他)	5-(1)	いじめの未然防止に向けた取組を実践している	A 複数の取組を実践している	A
			B 1つの取組を実践している	
			C 取組を実践していない	